

内国法人の全世界所得課税と その修正

東京大学大学院法学政治学研究科教授

増井 良啓

I. 問題の所在

1. 報告の趣旨

東日本大震災直後から、税財政の課題は、3つに分かれました。第1が災害への即時対応、第2が復興財源の確保です。そして第3が、震災以前から懸案となっていた中期的課題にとりくむことです。本日は、この第3の課題のひとつとして、法人税制の国際的側面を考えます。

これから、日本国内の成長機会は、小さくなっていきます。日本企業が業績を伸ばすには、リスクをおそれず、海外の経済成長を取り込まざるをえません。実際、2000年から2010年にかけてのアンケート調査によると、海外売上高の比率の高い企業ほど、今後の需要見通しを強気に見積もっています（『平成23年度経済財政白書』143頁（2011年））。足元でも、日本企業によるアジア企業のM&Aは1～8月で143件に達し、市場拡大が見込めるアジアに海外戦略の軸足を移す傾向が明らかになっています（日経新聞2011年9月6日）。いまのところ米欧の二極ともに経済が不振で（内閣府「月例経済報告（平成23年8月）」6～8頁（2011年））、この



状況がいつまで続くかわかりませんが、中期的展望として成長を見込めるのが新興国市場であることは、ほぼ間違いがないでしょう。

この中で、法人税制のあり方として、国外所得の扱いがますます重要な領域になってきます。そこで、報告の論題は「内国法人の全世界所得課税とその修正」としました。日本法は、内国法人の全世界所得に課税します。この課税原則について、近年、修正の度合いが強くなってきています。これが今後どういう方向に向かうのか。これは、日本経済にとって重要なだけでなく、理論的にも興味深い問題です。

2. 用語の定義

本日の報告では、次の意味で言葉を用います。

- * 「源泉地ベース」の課税という言葉は、経済的な意味で用います。たとえば、トヨタが日本国内に工場をおいて事業収益を得るとき、これにかかる法人税は、「源泉地ベース」の課税です。これは、法律上の構成とは違います。法律上、内国法人は、個人居住者と同様、無制限納税義務を負います。これが、全世界所得課税というときの法律上の前提です。しかし、会社は事業を行うためのアレンジメントであり、さまざまなステークホルダーの結節点です。会社の背後には内外の投資家があります。そこで、法律上の構成を一步離れ、経済的な言葉遣いをすれば、外国投資家との関係で、日本の法人税は「源泉地ベース」の課税である、ということが出来ます。
- * 「国外所得」という言葉を、広い意味に用います。法律上、外国支店と外国子会社は、それぞれ異なる課税ルールに服します。しかし、いずれの組織形態をとっても、親会社の支配に服することには変わりはありません。完全子会社の場合には、とりわけそうです。ですから、国外所得の課税を検討するにあたっては、外国支店と外国子会社をあわせて考えることが必要です。そこで、以下で「国外所得」というとき、内国法人の外国支店が稼得する所得だけでなく、外国子会社が稼得する所得も含めた意味で、広くイメージしておきます。

II. 日本法の展開

はじめに、日本法がこれまでどう展開してきたかを、簡単におさらいしておきましょう。

1. 外国子会社の能動的所得に対する課税繰延

内国法人の全世界所得課税という原則には、当初から、大きな修正が加えられていました。

子会社形態で外国に進出し、能動的所得を稼得すれば、日本での課税が繰り延べられていたのです。

昭和28年度税制改正（1953年）で、はじめて外国税額控除が導入されます。そして、昭和37年度および38年度税制改正（1962-63年）に、これが整備されていきます。当時の考え方は、日本企業の海外経済活動を後押ししようというもので、納税者にもたらす利益をできるだけ手厚くする方向で制度設計されていました。この中で、外国子会社について間接外国税額控除が導入され、控除限度額について一括限度方式が設けられました。

ここで重要なのは、全世界所得課税に大きな例外が存在したことです。全世界所得課税ですから、内国法人が海外に支店形態で進出する場合や、海外から投資収益を稼得する場合には、所得の発生時に日本の法人税がかかります。しかし、これには大きな例外があり、外国に子会社形態で進出する場合には、その子会社の稼得する所得は、日本に送金されるまでは課税の対象となりません。この構造を前提としたうえで、子会社所得が配当の形で日本にやってきた時点で、外国税額控除を与えていたのです。外国税額控除は、配当にかかる源泉税だけでなく、子会社の納付した法人税でその配当に対応するものをも、対象にしていました。

その後、昭和53年度税制改正（1978年）で、タックス・ヘイブン対策税制が設けられました。特定外国子会社が軽課税国に所得を貯め込むと、日本への送金を待たずして、その留保所得がすぐさま日本の支配株主に対して課税されるようになりました。しかし、現地に事業の実態がある場合には適用が除外されましたから、結局、外国子会社が能動的所得を稼得しても、日本での課税は繰り延べたままでした。

2. 平成21年度と22年度の税制改正

このように、全世界所得課税のたてまは当初から修正されていたわけですが、これにさら

に修正を加えたのが、平成21年度税制改正(2009)です。間接外国税額控除を廃止し、その代わりに、外国子会社から受ける配当を益金不算入としました(青山慶二「わが国企業の海外利益の資金環流について—海外子会社からの配当についての益金不算入制度—」租税研究710号127頁(2008年))。

この修正は、「内国法人の全世界所得課税」というたてまえをくつがえすものではありません。子会社配当以外のポートフォリオ配当や、外国子会社から受け取る利子や使用料などは、これまでと同様に全世界所得課税に服します。しかし、子会社配当という特定のルートを通して国内環流する部分については、これまでは課税を繰り延べていただけのところ、いまや恒久的に非課税となりました。その限りで、全世界所得課税というワールドワイド方式から、領土内課税というテリトリアル方式の方向に、一歩を進めたといえます。

2年前の租研大会で、当時の大矢俊雄参事官は、外国子会社配当益金不算入の導入は中期的なロードマップの第一歩であると述べておられました。そして、国際課税全般の見直しの中で、外国子会社合算税制のあり方も総合的に検討すべきであると指摘されました(日本租税研究協会『税財政の今後の課題と展望 日本租税研究協会創立60周年記念租税研究大会記録』78頁(2009年))。たしかに、外国子会社の行う配当と内部留保は表と裏の関係にありますから、配当と内部留保の扱いはパッケージで考えなければなりません。とりわけ、配当しても日本で非課税になるのなら、配当せずに内部留保することが不当な課税繰延だという説明は、ストレートな形ではやや難しくなります。こうして、外国子会社合算税制の設計思想にも影響が及びます。

平成22年度税制改正(2010年)は、外国子会社合算税制を改正しました(青山慶二「外国子会社合算税制について—わが国の改正と英国との比較検討—」租税研究731号188頁(2010年))。

トリガー税率を20%に引き下げたことや、地域統括会社を適用除外としたことなど、企業の事業展開に影響をもつ改正です。特に注目すべき点として、特許権の使用料や債券の利子などの資産運用的な所得について、日本親会社の所得に合算して課税することにしました。つまり、適用除外要件を満たす場合であっても、特定外国子会社の稼得する受動的所得は日本で課税する。こうすることで、「受動的所得については軽課税国への付け替えを許さないぞ」というポリシーを、明確に採用したことになります。

ちなみに、名称の問題として、2000年7月の税制調査会の答申あたりまでは、「タックス・ヘイブン税制」といっていました(税制調査会『わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択』351頁(2000年))。その後、「外国子会社合算税制」という呼び方がいつ一般的になったか、正確なところは私は知りません。少なくとも、2002年6月の税調答申では、「外国子会社合算税制」と呼んでいます。以下では、外国子会社合算税制といいます。諸外国の制度を紹介するときには、CFC税制といいます。呼称の変更が趣旨の変更と関係するという見方もありますが(日本公認会計士協会税制調査会研究報告第21号『タックスヘイブン対策税制から外国子会社合算税制へ—問題点の分析と提言—』2頁(2011年))、ここでは立ち入りません。ちょうど2000年ごろから、OECDが「有害な税の競争」に対する対抗運動として、タックス・ヘイブンを具体的にリストアップしはじめており、その作業との関係で、タックス・ヘイブンという用語が情報交換や透明性の欠如という特定の要件を満たすものに限られるようになっていきます(増井良啓「租税条約に基づく情報交換—オフショア銀行口座の課税情報を中心として—」金融研究30巻4号(2011年、掲載予定))。

3. 企業の動き

平成21年度改正の前後で、企業の動きはどうなっているのでしょうか。今年の経済財政白書

は、ここ10年の対外直接投資の動きを、次のように分析しています（『平成23年度経済財政白書』149頁（2011年））。すなわち、

*2000年代において日本の直接投資収益は増加した。その内訳を再投資収益と配当金に分けると、もともとは配当金の割合が高かったものの、現地での旺盛な投資需要に応える形で次第に再投資に回る分が増加し、2008年には両者が半々ずつとなった。しかし、2009年になると直接投資収益が全体として減少する中で、配当金の割合が大幅に高まった。これは、「リーマンショック後における海外での投資機会の縮小に加え、2009年度税制改正による外国子会社益金不算入制度が影響している可能性がある。この傾向は2010年に一層顕著になり、直接投資収益の大部分が配当として環流している。」と述べています。

*日本企業の配当金の国内環流が少ないという指摘があるけれども、実際には、直接投資収益における配当金の割合は高い、ということです。

以上を要するに、世界金融危機のあおりをうけて、対外直接投資から得られる収益は減っている。しかし、その内訳をみると配当金の割合が増えている。これが白書の分析です。

では、国内に環流した配当金はどう使われているか。2011年7月19日の日経新聞は、経産省のアンケート調査を紹介しています。それによると、今後3年から5年の使い道として、研究開発・設備投資が44%、借入金返済が26%、株主配当が19%、従業員への報酬・教育訓練が16%（複数回答可）、ということです。同じ数字は、『通商白書2011』184頁にも、経産省実施の海外事業活動調査（2009）の引用として、示されています。実際にどう使われ、どういう経済効果があったかは、これから本格的に実証分析により検証すべきところでしょう。

4. 法人税率のレベル

一連の改正の背景になっているのが、各国と

比較した場合の日本の法人税率の相対的なレベルです。スライドに、今年1月の段階で法人税率を比較したグラフを財務省のホームページから引用しました。各国の法人税率が一般的に引き下げられてくる中で、日米の法人税率が高止まりしています。

いうまでもなく、多国籍企業的意思決定は、法人税だけでなく、人件費や為替レートなど、いろいろな要素に影響されます。また、法人税といっても、税率だけで納税額が決まるわけではなく、課税ベースが小さければ納税額は小さくて済みます。日本は平成19年度改正（2007年）で減価償却を寛大なものにしてありますし、各種の特別措置により加速償却や特別税額控除が利用できることもあります。こういった事情はありますが、法定税率は直感にアピールしやすく、企業的意思決定に影響を及ぼす可能性があります。

子会社の配当政策の例で考えてみましょう。東京に本社のある会社に適用される税率が40%で、海外子会社に適用される税率が25%であると仮定します。平成21年度改正前、子会社が配当を行うと、日本の親会社の益金に算入していました。日本の税率が外国よりも高いため、間接外国税額控除がフルに利用できたとしても、税率差の15%分だけ、追加的に課税される可能性がありました。これに対する根本的な対応は、日本の税率を引き下げて25%にすることです。そうすれば、配当に伴う追加的な課税はほとんどなくなります。そもそも、投資先の決定にあたり、外国でも日本でも同じ25%の課税ですから、いずれかが有利になることもありません。

平成21年度改正は、法人税率をそのままにして、受取配当を益金不算入としました。これによって、配当するか否かについての選択に、法人税がバイアスを与えることはなくなりました。けれども、税率の内外格差は、依然として残りました。そうである以上、環流した資金を用いて日本国内で投資をするか、海外投資に振り向けるかという選択について、なお税制のバイア

スが残っています。この中で、平成23年度税制改正大綱は、国税と地方税をあわせて法人税率を5%引き下げを提案しました。この改正案は6月の段階で法律とならず、今日に至っています。このような状況の下で、現在、日本の法人税をどの方向にもっていくべきかが問われているのです（吉村政穂「諸外国における法人税改革の状況と評価」税研155号29頁、31頁（2011年））。

Ⅲ. 諸外国の動向

次に、法人企業の稼得する国外所得の扱いについて、諸外国の税制がどうなっているかを、かいつまんでお話しします。

1. 外国税額控除か国外所得免除か

国際的²二重課税排除の方式として、国際的に認知されている方式は、外国税額控除方式と国外所得免除方式です。OECDモデル租税条約も、23A条と23B条でこの両方式を並記し、各締約国がいずれかを選択してよいとしています。

各国の税制は、このいずれかに軸足を置きつつ、方式を組み合わせています。Hugh Ault and Brian Arnold, *Comparative Income Taxation: A Structural Analysis* (Kluwer Law International, 2010) は、9つの産業先進国の所得税制を構造的に比較した、定評のある書物です。比較の対象は、日米のほか、英仏独蘭加豪、それにスウェーデンです。同書によると、いずれの国も、両方式を組み合わせています。おおまかにいって、ポートフォリオ投資については外国税額控除をとり、直接投資については国外所得免除をとっています。

その組み合わせのやり方が、国によってかなり異なっているわけです（同書448頁）。外国税額控除方式を最も広く利用しているのが、米国です。これに対し、欧州大陸の諸国やオーストラリアは、国外所得免除の特徴をより強く有しています。カナダが中間に位置し、英国は近年、

国外所得免除の方向に動いています。日英はこれまで外国税額控除のみを用いるほうに近かったのですが、2009年に外国子会社益金不算入制度を導入し、世界的に注目を浴びています。

2. テリトリアル方式の比較

2011年5月24日に、米国下院の歳入委員会で、国外事業所得の課税について公聴会がありました。この公聴会に、両議院税制委員会（Joint Committee on Taxation）が資料を提出しました。この資料は、各国の国外所得免除のやり方をテリトリアル方式と呼び、その概要を比較検討しています（Joint Committee on Taxation, *Background and Selected Issues Related to the U. S. International Tax System and Systems That Exempt Foreign Business Income*, JCX-33-11, May 20, 2011）。

お手元のスライドは、その情報の一部を抜き書きしたものです。

*カナダ。日本のルールに近いところに位置しているのが、カナダです。日本が外国子会社配当を益金不算入にしたのは最近ですが、カナダでは1960年代のカーター報告書のころから議論があり、1976年に現行制度の骨格ができています。その後、負債利子費用の控除を制限する提案がされるなど、長い論争が続き、2008年に諮問委員会の報告書が出て、今日に至っています（Sandra Slaats and Penny Woolford, *The Evolution of the International Tax Rules*, *Canadian Tax Journal* (2010) Vol. 58 (Supp.) 225）。

*フランスとオランダ。フランスやオランダは、伝統的なテリトリアル方式の国々です（中里実「フランスにおける国際的²二重課税排除措置」『国際取引と課税—課税権の配分と国際的租税回避』2頁、14頁（有斐閣、1994年、初出1991年））。子会社配当のみならず、子会社株式を譲渡した場合の譲渡損益を課税の対象から除外しますし、外国支店の稼得する能動的所得を課税の対象から除外する例があり

ます。オランダに至っては、CFC 税制すら有していません。これはだいたい徹底していて、持株会社を誘致して資本の通過拠点となるお国ぶりが出ています（増井良啓「持株会社の課税をめぐる二、三の問題」商事法務1479号79頁、81頁（1998年））。

* 英国。近年大きく動いたのが、英国です。2009年の改正で、外国配当を非課税にしました。日本と似ていますが、異なる点もいろいろあります。ポートフォリオ株主の受け取る配当も非課税としています。小法人には適用しません。グループ内負債について発生する利子費用の控除についても、ワールドワイド・デット・キャップという制限があります。いずれも、EU 法に適合するための改正という要素があります。英国はその後、大きな改正を打ち出しています。スライドに記した公聴会の資料では「検討中」となっていますが、外国支店についても非課税とすることに踏み切りました。また、CFC 税制を組み替えて、外国子会社と外国支店を一括して対象にしたうえで、人為的に付け替えた所得を合算するしくみにしようとしています。さらに、法人税率をさらに引き下げることや、いわゆるパテント・ボックスの提案を行って、企業の立地条件を改善しようとしています（http://www.hm-treasury.gov.uk/corporate_tax_reform.htm）。

* 米国。米国の状況については、日本でも先行研究の多いところです。私の見るところ、米国の政策論議の特色は、ふたつの陣営が真正面から対立している点にあります（増井良啓「米国両議院税制委員会の対外直接投資報告書を読む」租税研究708号（2008年）203頁）。一方の陣営は、全世界所得課税を純化し、子会社留保所得を例外なく発生ベースで課税せよといいます。他方の陣営は、欧州大陸の国々のようなテリトリアル方式へと向かえ、外国子会社から受け取る配当や、外国支店に帰属する所得は、課税免除せよといいます。現行

法に問題があることについては、両陣営の間に合意があります。しかし、処方箋が180度違う方向を向いています。両陣営がじりじりと対峙したまま、現実には、抜本的な改正にはつながっていません。米国で現実化したのは、時限措置です。2004年には時限立法として、外国子会社からの受取配当を85%非課税としました。内国歳入法典965条です。その結果、2004年に被支配外国法人を有していた9700社のうち、843社が非課税措置を利用し、環流額362億ドルのうち312億ドルが非課税とされました（M. Mendel Pinson and Melanie Shanley, Effects of 2004 Int'l Tax Holiday, Recommendations Going Forward, Tax Notes, August 22, 2011, note 9による）。ただし、その多くは自社株の買い戻しに用いられたといわれており、当初の立法目的どおり米国内の雇用拡大につながったのか、議論のあるところでは。最近もまた、同種の配当非課税措置の提案がされており、論壇をにぎわせています（Kenneth J. Kies, A critique of the CRS Report on repatriation, Tax Notes, August 15, 2011, 737）。2011年9月6日には、上院財政委員会の公聴会のために、両議院税制委員会が報告書を提出し、国際通商に関する経済データや、クロスボーダー所得に対する米国の現行課税ルール、テリトリアル方式と完全合算方式（full inclusion tax system）について論じています（Joint Committee on Taxation, Present Law and Issues in U. S. Taxation of Cross-Border Income, JCX-42-11, September 6, 2011）。

IV. 若干の指摘

以上をふまえ、若干の点を指摘します。

1. 理論的枠組のゆらぎ

(1) 伝統的な対立図式—CEN 対 CIN

私が研究者として最も興味をひかれるのが、

伝統的な理論枠組がゆらいできている、ということです。

伝統的に、全世界所得課税を基礎づける理屈は、資本輸出の中立性（CEN）にありました。これは、Peggy Musgrave 教授の定式化によります。CEN とは、どこで所得を稼得したとしても投資家の資本所得が同じ合計税率で課税されるという基準です。異なる場所で稼得された所得を等しく課税することによって、場所の違いによる税制上のインセンティブを除去するのです。CEN の下で、企業は税引前リターンが最大になる場所に投資することになり、世界的にみた生産効率が達成されます。

CEN に対置されてきたのが、資本輸入の中立性（CIN）です。これは、投資家の所在地にかかわらず投資が等しい合計税率で課税されるという基準で、効率的な貯蓄を促進する基準です。これを達成するには個人所得税率の調和が必要ですが、実際には各国の政策が貯蓄者のリターンに影響してしまいます。そのため、CIN よりも CEN のほうが優位である、といわれてきました（Michael J. Graetz, Foundations of International Income Taxation 19-39 (Foundation Press, 2003)）。

(2) CEN に対する学術的批判

このような伝統的な対立図式に、近年、変化が生じています（浅妻章如「海外子会社（からの配当）についての課税・非課税と、実現主義・時価主義の問題」フィナンシャル・レビュー94号97頁、118頁（2009年））。

CEN の考え方に対して、学術的批判が強まりました。批判には、いくつものレベルがあります。

たとえば、CEN の分析枠組は、「ホーム国が外国所得を課税することが外国企業に影響を与えない」ということを前提としています。しかし、国内企業の行動が外国競争者に影響する以上、国内企業がホーム国の課税に影響されれば、外国企業も間接的に影響を受けます。したがっ

て、この前提には問題があると批判されています（James Hines, Reconsidering the Taxation of Foreign Income, 62 Tax Law Review 269, 275 (2009)）。

また、CEN の考え方は、世界全体でみた厚生の最大化を目的としています。これに対して、開き直りに近い批判もあります。「どうしてグローバルな厚生を基準にするのか、一国限りの厚生最大化を狙えばよいではないか」、というわけです（Michael J. Graetz, Taxing International Income: Inadequate Principles, Outdated Concepts, and Unsatisfactory Policies, 54 Tax Law Review 261, 276 (2001)）。

(3) CON

議論の風向きを変えるきっかけとなったのが、資本所有の中立性（CON）という新しい基準です。これは、Mihir Desai 教授と James Hines 教授が提示したもので、資本資産の効率的な所有を問題にします（Mihir A. Desai and James R. Hines, Jr., Old Rules and New Realities: Corporate Tax Policy in a Global Setting, 57 National Tax Journal 937, 955 (2004)）。ひらたくいいますと、工場などの実物資産を内国企業が所有するか外国企業が所有するかに対して税制が中立的である、ということです。

CON が CEN と異なるのは、資産が誰に所有されているかに着目し、資本所有の効率性を問題にする点にあります。一方で、CEN は、資本供給が固定されていると前提し、限られた資本をどの場所に振り向けるかに着目していました。そのうえで、軽課税国に過大な投資がされ、高課税国に過少な投資がなされることを防ぐため、ホーム国が「全世界所得課税+外国税額控除」により調整を行うべきであるとしていたのです。

他方で、CON は、この前提をとりません。いまや、対外直接投資といっても、更地から事業を立ち上げることは少なく、M&A などによって既存の無形資産を買うことが増えています。

問題になるのは、その資産を誰が所有すれば最も効率的に稼働するか、という点だということです。

この見地から、CONは、政策論上、次のような処方箋を導き出します。それは、①すべての国が国外所得免除を行うか、あるいは、②すべての国が「全世界所得課税+外国税額控除」を採用するか、このいずれかが望ましいというものです。

(4) 理論的枠組のゆらぎ

この話はだいぶ抽象的です。いろいろな仮定や前提の下で成立する理論モデルの間の争いです。現実の租税政策の立案に対して、具体策を提供するものではありません。しょせん、「頭字語の争い (battle of acronyms)」です。

しかし、学問上の論争は、長期的なスパンで、政策形成にじわじわとインパクトをもちます。従来の理論的枠組に疑問が提示され、知的風景が変わりつつあることを、理解しておく必要があるでしょう。

2. 多国籍企業の選択

(1) 選択可能性の利用実態

では、租税政策の指針を得る上で、何がポイントになるのでしょうか。それは、現在の多国籍企業にとって、次のような点について選択可能性があることだと考えます。ここでいう選択には、経済実態の変更が伴うものや、税務上の形式的な選択など、いろいろなレベルのものがああります。

*事業形態。事業形態として、法人形態をとるのか、非法人形態をとるのかは、企業の自由です。海外の完全子会社をパス・スルー事業体にすれば、税務上の効果としては、支店を設けたことと変わりません。

*会社の居住地。内国法人になるか、外国法人になるかも、かなりの部分、選択できます。Bill Gatesは1975年に米国のニュー・メキシコ州でマイクロソフトを設立しました。しか

し、当初からバミューダで設立していたとすれば、米国の納税額はもっと少なかっただろうという冗談があります。

*資金調達。資金調達のやり方として、株式と負債のいずれを用いるかも、選択できます。支払配当は損金不算入で、負債利子費用は損金算入ですから、どちらを用いるかで税収に影響します。これが国境をまたぐと、税収の落ちる国が異なってきます。子会社が配当を支払うと子会社のところで法人税がかかるのに対し、子会社が利子を支払うと子会社のところでは法人税がかかりません。多国籍企業としては、軽課税国で株式による資金調達をし、高課税国で負債による資金調達をするのが、プランニングとして得策になります。

*所得源泉。所得源泉についても、どのソース・ルールを適用するかは、取引の法形式によります。たとえば、土地を直接に貸し付けると不動産所得が国内源泉所得に該当する場合には、その土地を保有する会社を設立して配当を受け取れば配当所得に関するソース・ルールが適用される、といった具合です。

こういった選択可能性は、それぞれにそれなりの理由のある線引きによるもので、どれを選ぶかは企業の自由です。ところが、これを組み合わせることによって、どの国でも課税されないいわゆる無国籍所得 (Stateless Income) が生じます。

昨年の秋、Googleの税務戦略が大変な話題になりました (Jesse Drucker, Google 2.4% Rate Shows How \$60 Billion Lost to Tax Loopholes, Bloomberg, Oct. 21, 2010)。いわゆる Double Irish Dutch Sandwich というスキームです。名前のとおり、ふたつのアイルランド会社の間にオランダ会社を介在させます。まず、費用分担契約によって米国からアイルランド持株会社に無形資産を移転し、全世界からの使用料をこの会社を集める。ところがこの子会社の居住地がミソで、バミューダで管理支配しているためアイルランド税法との関係では外国法人

とされ、アイルランドの法人税がかかりません。もちろん、バミューダでも法人税がかかりません。さらに、租税条約を利用して源泉税を減らすため、アイルランド会社を持株会社と事業会社に分け、両者の間にオランダ会社を介在させる。米国連邦税法との関係では、オランダ会社も、アイルランド孫会社も、パス・スルー事業体にしておきます。このスキームによって、Googleの会計上の利益に占める納付税額の割合は、わずかに2.4%で済んだと報告されています。

この話は、Googleだけのことではありません。同様のやり方は、米国に本拠を置く他の多国籍企業も、広く採用しているといわれています。つまり、米国が全世界所得課税をたてまえとしているといっても、企業の選択可能性が幅広い結果、実態はこのようになっているわけです。

(2) 国外所得の課税に特有の考慮

国外所得の課税に特有の局面に限っても、多国籍企業には次のような選択肢があります。

- * 日本で稼得した所得を日本と外国のいずれに投資するか
- * 外国に投資する場合においていずれの国に投資するか
- * 外国で発生した収益から日本に配当するか外国で再投資するか

全世界所得課税との関係でとくに注目すべきが、外国税額控除方式が相手国における企業の納税行動に与える影響です (Daniel Shaviro, Rethinking Foreign Tax Creditability, in Michael Lang et al. ed., Tax Treaties: Building Bridges between Law and Economics 363 (IBFD, 2010))。全世界所得に課税し、外国税額控除をフルに与える制度の下では、外国政府に納税しても、日本政府がその分を返してくれます。ですから、多国籍企業としては、外国税額を減少させることに、あまり熱心にならないでしょう (米国がホーム国の場合の具体例として増井良啓「複数国による源泉地課税の競合—

Procter & Gamble 事件を素材として」税務事例研究120号35頁 (2011年))。これに対し、日本政府が国外所得を免除すると、多国籍企業としては、現地で納付した税金があとで戻ってこないこととなります。そのため、外国政府への納税がよりシビアなコストとなってきます。

このことを、各国政府の立場からみるとどうなるでしょうか。日本が全世界所得課税をするということは、世界中どこで所得が発生しようと、最低限、日本の税率で課税することです。進出先の税率が日本よりも低ければ、差額を日本が課税する。こうなると、進出先の国としては、日本と同じ水準までは課税するのが税収確保の上で合理的なはずですが、です。全世界所得課税をとることは、法人税率引き下げの租税競争に対する歯止めとなるはずでした。

しかし、現実とはそうならない。純粋に全世界所得課税を貫く国は存在せず、子会社形態ならば能動的所得は繰り延べています。よりテリトリアル方式に近い国のほうが多数です。そういう中で、進出先の国々がこぞって法人税率を引き下げてきたわけです。

(3) 論者の議論

多国籍企業のこういった実態を踏まえるのが、海外における最近の立法政策論の特徴です。

はっきりと企業の選択可能性に着目しているのが、米国の識者です。一方で、Daniel Shaviro 教授は、法人の居住地について選択可能性が拡大していることを踏まえ、テリトリアル方式への移行が望ましいとしています (Daniel Shaviro, The David R. Tillinghast Lecture, The Rising Tax-Electivity of U.S. Corporate Residence, 64 Tax Law Review 377 (2011))。他方で、Edward Kleinbard 教授は、いきつく先が課税の真空に他ならないという認識の下に、困難な道ではあれ、なおも全世界所得課税がいいとしています (Edward Kleinbard, Stateless Income's Challenge to Tax Policy, 132 Tax Notes___ (2011), available at SSRN: <http://>



ssrn.com/abstract=1875077)。これらは、政策提案としては、違う方向を向いています。共通するのは、多国籍企業に選択の可能性があることを直視しているところです。

これについては、米国特有の状況——たとえばチェック・ザ・ボックス規則により法人と非法人の扱いを選択できる点など——を割り引いて考える必要はあります。しかし、企業の選択が可能な範囲で、日本の議論においても参考になります。日本でもかねてより、村井正教授が「mobility 型税法」というコンセプトの下で、越境する可動性を念頭において自国課税管轄の喪失のおそれを立法的に防止するやり方をとらえています（村井正編著『教材国際租税法（新版）』42頁（信山社、2006年））。

3. 真の問題は何か

(1) 大人の政策論

このように見てきますと、この問題を検討する際に気をつけるべき点が明らかになってきます。資本輸出中立性といった考え方を教条的に適用するのは、やめたほうがいい。かといってテリトリアル方式への移行に向けて手放して旗を振ることに、問題がある。

むしろ本当の難しさは、大人の政策論をしなければならないところにあります。すなわち、日本の置かれた経済状況に照らして、全世界所得課税という原則をどう修正するか、ということです。当初から子会社形態について課税が繰り延べられており、修正されていたのです。これを土台として、ここ数年でさらに修正を加えたわけですから、この修正のやり方をどうファイン・チューニングしていくかが問題で

す。

(2) 自由な選択と課税権の確保

この観点から取り組むべき真の問題は、いかにして企業の選択を阻害しない形で、課税権を確保できるかということです。

昨年秋に、税制調査会の専門家委員会は、国際課税に関する「論点整理」(2010年)を公表しました。そこでは、広く門戸を開く open doors policy と、強い垣根をめぐる strong fences policy の間で、バランスをとるべきだと書かれています。

このことを、いまお話した点にそくして展開すると、次のようなこととなります。すなわち、一方で、多国籍企業の諸々の選択に対して税制が阻害的効果をもたないようにすべきである。他方で、国の課税権を確保するための手だてを講ずるべきである。この両者のバランスをとらねばなりません。

(3) プレッシャー・ポイント

バランスを考える上で、いくつかのプレッシャー・ポイントがあります。現行法にもいろいろな弱点がありますが(松田直樹「外国子会社益金不算入制度創設の含意—移転価格と租税回避への影響に関する考察を中心として」税大論叢63号1頁(2009年))、よりわかりやすい例として、国外支店の所得免除をみてみましょう。先ほど述べたように、外国子会社からの配当を非課税にするのみならず、国外支店の稼得する所得を課税除外する国があります。英国のように、最近その方向に踏み切った国もあります。

それでは、仮に日本法が内国法人の国外支店を所得免除としたらどうなるのでしょうか。たしかに、こうすれば、子会社形態と支店形態の間の選択に対して、税制のバイアスが減るでしょう。しかし、非課税範囲を広げることは、課税権から離脱する可能性もそれだけ広がるということです。

そこで、次のような点が問題となります。

* 国外支店に帰属する利得の範囲をどう決定するか。この問題は、租税条約の事業所得条項が OECD モデル租税条約新7条のように改正された場合の対応という形で論じられており、現行法の外国税額控除の下では控除限度額について検討されています(伴忠彦「OECD モデル租税条約新7条と外国税額控除の制度・執行の見直し」税大ジャーナル16号163頁(2011年))。これが、国外支店免除方式の下になると、いったん国外支店に帰属する利得であるとされると、その範囲がそのままそっくり日本で非課税になるわけです。制度上も、執行上も、大きなプレッシャー・ポイントとなるでしょう。

* 移転価格税制は、現在、国外関連者との間で適用されます。これに対し、国外支店を免除すると、支店に所得を移転することで日本の課税が及ばなくなります。外国支店を国外関連者とみなすなどして、移転価格税制を拡充する必要がでてくるのではないのでしょうか。

* 費用控除のあり方も問題です。いま、日本で資金を借り入れて、国外支店に資本拠出し、その支店が所得をかせいだとします。問題は、日本の税率が支店所在地国よりも高い場合です。一方で、日本の法人所得から借入金に伴う利子費用が控除され、高い税率の下で大きな税額が減少します。他方で、国外支店のかせぐ所得は、より低い外国税率に服します。これでは、いともたやすく租税裁定ができてしまいます。もし日本政府が課税権を防御しようとするのなら、費用控除について、現在よりも厳格な立法措置が必要になるでしょう。

* CFC 税制についても、軽課税国に子会社をおく場合だけでなく、軽課税国に支店を置く場合を含めて、対応が必要になるでしょう。実際、英国では、そのためのコンサルテーションが進行中です。

* テリトリアル方式への移行をすすめると、内国法人も外国法人並みに国内源泉所得にのみ

課税することに近づきます。そこで、本題からやや離れますが、さらに一般的な課題として、より強靱なソース・ルールを立案し、所得源泉の内外区分の人為的操作に対抗しなければならないかもしれません。たとえば、不動産保有法人の設立によって不動産所得を配当所得に転換するのは、実物資産から金融資産への組み替えの例です。金融資産の内部での組み替え、たとえば株式の配当から債券の利子への転換などは、より容易に生ずるでしょう。こういったことは現行法の下でも生じており、テリトリアル方式に特有の話ではありませんけれども、国内源泉所得の範囲をどう画するかが問題でありつづけます。この観点からは、外国投資家の保有する公社債の利子など、足の速い金融所得について、租税特別措置法上の非課税措置が恒久化しつつあるという事実を、正面から本則として受け止めることを検討すべきかもしれません。

このように、一口に国外支店免除といっても、複数の局面ををらんで、企業選択の自由という要請と、課税権の確保という要請を、折り合わせなければなりません。

(4) 企業にとっての環境変化

企業の側にとって、国外支店を課税免除すると、現在とはだいぶ状況が変わってまいります。

*先ほど申し上げたように、日本政府が外国税額控除を与える現行法と異なり、現地国の課税がよりシビアなコストになる可能性があります。

*支店の事業から欠損金が発生した場合も問題です。理屈をいえば、黒字になっても国外所得免除であれば、赤字になっても課税の対象から除外するのが、内外区分を一貫することになります。この点がながら問題になってきたのが、オランダです。現行法は、国外損失を取り戻すやり方です。オランダ法人が国内所得を75かせぎ、国外支店が国外所得を25かせぐと、オランダは25を免除し、75のみを

課税の対象にします。これに対し、オランダ法人が国内所得を100かせぎ、国外支店がその事業年度に25の欠損金を認識すると、現行法の下では、マイナス25をカウントし、その年の課税の対象を75としています。ただし、あとの事業年度において国外支店が黒字を計上したら、25までは国外所得免除の対象にしません。欠損金に相当する部分を取り戻すわけです。現在、このやり方を改正して、国外支店に赤字が出ててもカウントしないこととする方針が示されています。ただし、EU法との関係で、支店を最終的にたたむときにはじめて支店損失をカウントすることになるようです(P. M. Smit et al., *Netherlands Government Bites the Bullet: Fiscal Agenda? Tax Policy and Reform Announcements*, Bulletin for International Taxation Vol. 65, No. 9, 508 (2011), at 512)。

このように、国外支店免除を検討すると、いろいろな点が連動して問題となります。それぞれがなかなか面倒な問題で、一筋縄ではいきません。

(5) 付随する重要論点

付随する重要論点でありながら、あまり意識して関連づけられていない点もあります。ひとつは地方事業税の扱いであり、現行地方税法の下ですでにして国外事業は免税です。いまひとつは外国事業体の性質決定であり、外国法人に該当するか否かの扱いをどう明確化していくかです。いずれも、全世界所得課税をどこまで及ぼすかに密接に関係します。

(6) 中期と長期の区別

さらに視野を広げれば、課税権を調整するために、各国がばらばらに分権的な解決を行うことには、もともと限界があります。本来は、欧州のCCCTBが目指しているように、各国のベースを揃えて税収をシェアするといったやり方がベストでしょう(CCCTBについては村島

雅弘「欧州における連結法人課税標準の統一—これまでの議論と今後の展望」国際税務31巻7号68頁（2011年）。これが難しい中で、一国のみでも何とかできないか、模索が続いています。抜本的な資本所得課税の改革の青写真を描くのが英国の Mirrlees Report で、支払配当につきみなし利子費用控除を認める ACE の構想や、仕向地主義のキャッシュ・フロー法人税に切り替える構想にふれています（岩崎政明「国際的資本移動に対する課税方法」財団法人企業活力研究所『マリーズ・レビュー研究会報告書』78頁（2010年）、青山慶二「マリーズレビューと源泉地ベースの国際資本課税」フィナンシャル・レビュー102号52頁（2011年）。これらは、長期的な改革のための青写真です。

これに対し、冒頭に申し上げたように、日本を取りまく中期的な課題としての法人税制のあり方を考える上では、既存の法人税制を出発点とせざるをえません。似たようなことをしているのが、ドイツの Wolfgang Schön 教授です。彼は、国際租税政策には絶対的な真実が存在しないとして、セカンド・ベストのアプローチしかないとしています（Wolfgang Schön, *International Tax Coordination in a Second-Best World* (Part I, Part II, Part III), *World Tax Journal*, Vol. 1, Issue 1, 67; Vol. 2, Issue 1, 65; Vol. 2, Issue 3, 227 (2009-2010)）。あまり夢のない話ではありますが、現実的なボトムラインはこのあたりなのかもしれません。

V. まとめ

まとめます。日本法は、内国法人の全世界所得に課税します。この課税原則について、近年、修正の度合いが強くなってきています。諸外国の中にも、テリトリアル方式に近づく税制改正をした国があります。その背景として、「資本輸出中立性対資本輸入中立性」といった伝統的な対立図式に、変化が生じていることがあります。この中で、今後の方向性を考える際には、多国籍企業に幅広い選択可能性があることを重視すべきであると考えます。その際、真の問題は、企業の選択を阻害しない形で、課税権を確保できるか、その微妙なバランスの取り方にあります。

研究報告には、パンチのきいた提案型もあれば、状況を俯瞰する整理型もあります。本日のご報告は整理型でしたので、多くの皆さまが、具体的な提言に乏しいとお感じになったかもしれません。しかし、どのようなスタンスで考えるべきかを基本から問い直すことが、いままさに必要とされています。国際課税のいわば「根っこ」の部分動きつつある中で、今後とも基礎的な検討を続けてまいりたく存じます。本日の報告は、これで終わります。

[追記] 研究大会の当日、報告の直後にフロアとのディスカッションの時間が与えられ、谷隆二氏、今村隆教授、駒宮史博教授、山田二郎教授ほかの方々から、口頭でご指摘をいただいた。そこで、当日の報告原稿に若干の点を加筆した。